

ICカード利用細則

鹿児島大学生生活協同組合

第1章 この細則の目的

この細則は、別途定められた IC カード規則に基づき、生協が IC カードに付加し組合員に提供するサービスの機能を、組合員が、利用する際の細則について定めるものとします。

第2章 プリペイド機能の利用

第1条（プリペイド利用方法）

- 1 組合員は、IC カード対応 POS レジスタ等を用いて現金により入金することで、IC チップに入金額を記録することができるものとします。
- 2 組合員は、記録された金額の範囲内で、生協の指定する店舗（以下「指定店舗」という）及び IC カード対応機器で、プリペイドによる買い物とサービスを受けることができます。

第2条（プリペイド利用の手数料等）

- 1 組合員のプリペイド利用手数料は無料とします。
- 2 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

第3条（プリペイドが利用できない場合）

組合員は、次の場合には、カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ① カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等によりカードを利用することができない場合
- ② 指定店舗が、カードで利用できない商品及びサービスを指定している場合

第4条（プリペイドの紛失・汚損等）

- 1 カードの汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、組合員は「IC カード規則」第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
- 2 組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、「IC カード規則」第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。
- 3 前2項において組合員の故意又は過失によらない場合に限り、当該カードにプリペイド未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたカードにこれを記録するものとします。

第5条（返金の禁止）

- 1 プリペイド未使用残額の返金は、組合員の脱退等の事由により、組合員がカードの使用を停止し、生協所定の手続きによってカードを生協に提示した場合を除き行わないものとします。
- 2 前項にいうプリペイド未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行うものとします。

第3章 ポイント機能の利用

第1条（ポイント利用方法）

組合員は生協利用時に生協所定のポイント発生率によりカードにポイントを蓄積することができます。蓄積されたポイントは生協所定の基準でプリペイド加算されます。

第2条（ポイントが蓄積できない場合）

組合員は、カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等によりカードを利用することができない場合に、カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。この場合はポイントが蓄積できないこともあらかじめ承諾するものとします。

第3条（カードの紛失・汚損等）

- 1 カードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、組合員は再発行の届出を行うものとします。
- 2 組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、届出を行うものとします。
- 3 前2項において組合員の故意又は過失によらない場合に限り、当該カードにポイント残高がある場合、

生協は当該未使用残高を確定した後、再発行されたカードにこれを記録するものとします。

第4条（換金の禁止）

生協が、組合員に、第1条によってプリペイド加算された金額を現金に換金することは、行わないものとします。

第4章 ミールカードの利用

第1条（ミールカード利用方法）

- 1 組合員は、ミールカードに供する期間に対応する生協が指定した金額を、現金を添えもしくは生協が指定する金融機関口座への払込をもって申請することにより、ICカードによるミールカード利用ができるものとします。
- 2 組合員は、生協が指定した期間および指定した1日あたり限度額の範囲内で、生協の指定する食堂等の店舗（以下「指定食堂等」という）及びICカード対応機器で、ミールカードによる食事等を利用することができます。

第2条（ミールカード利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等）

- 1 生協は、ミールカード利用の期間、1日あたり利用限度額及びミールカードで利用できる食事等商品の範囲を定め、これをミールカード利用者に通知するものとします。
- 2 ミールカードは本人利用限定で、他人の分の購入や他人への貸与等は、できないものとし、組合員は、これに反した場合は、生協が利用停止措置ができることをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 ミールカード申し込みにかかる入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

第3条（ミールカードが利用できない場合）

ミールカード利用者は、次の場合には、カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ① 指定食堂等が営業していない場合および営業時間外
- ② 第2条1項による食事等商品以外の商品の購入およびサービスの利用の場合
- ③ 第2条2項に該当する禁止行為があり、生協が利用停止措置をとった場合
- ④ ミールカード利用期間を越えた場合
- ⑤ 生協が定める1日あたり利用限度額を超えた場合
- ⑥ カードの紛失、汚損、指定食堂等の端末機の故障、停電等によりカードを利用することができない場合

第4条（ミールカードの紛失・汚損等）

- 1 カードの汚損により、ミールカードの読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、組合員は「ICカード規則」第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
- 2 組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、「ICカード規則」第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
- 3 前2項の場合において、組合員がミールカード申込者であり当該ミールカードがミールカード利用期間内である場合、生協は再発行されたカードにミールカード機能を設定するものとします。

第5条（返品・返金の禁止）

ミールカードで購入した食事等の商品についての返品は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合ならびに第6条による場合のほかは、受け付けないものとします。

第6条（ミールカード解約の場合の返金）

組合員が、ミールカード利用期間中において解約する場合は、以下の定めによります。

- 1 中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由によって1ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合においては、生協は、IC組合員からの事前もしくは事後1年間以内の生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールカード購入額から既に利用した金額を差し引いた残額を返金することとします。

※ここで言う事後とは「事」の終了から1年以内と規定します。

ただし、既に利用した金額がミールカード購入額を超えた場合、返金はありません。なお、すでに利用した額はシステム上計算される金額とし、組合員番号の設定されていない仮ミールカードでの利用分に

については月割りで算出した利用金額（1ヶ月未満は1ヶ月単位に切り上げ）を適用することにします。

- 2 前項以外の場合における中途解約の場合は、前項の返金額から、違約金として月割りで算出した3ヶ月分の金額を違約金として差し引いた金額を返金するものとします。ただし、返金額が月割りで算出した3か月分に満たない場合、返金はありません。また、この場合の返金は組合員が、親権者に了解を事前にとることを条件とします。

第5章 仮カードの利用

第1条（仮カードの発行）

組合員は、ICカードが発行されるまで、生協所定の手続きにより仮カードの発行を受けることができます。仮カードの発行を受ける際に、あらかじめ生協所定の預託金が定められている場合は、所定の預託金を支払うこととします。

第2条（仮カードの返却）

仮カードを持つ組合員がICカードを入手した場合は、速やかに生協に届出て仮カードを返却します。第1条でいう預託金が定められ、ICカード組合員から預託金を預かっていれば、生協は仮カードの返却を受けた場合、預託金を返却します。

第3条（仮カードの残額移行）

仮カードの発行を受けた組合員が仮カードを返却した場合、生協に所定の手続きを行い、仮カード上のポイント・プリペイド残高、ミールカード設定をカードに移行することができます。

（付則）

施行日 2006年3月1日

改定日 2016年1月19日